このとき、掃引周波数幅を、搬送波を測定する場合は300kHz、不要発射を測定する場合は１MHz とする。

イ　ＰＨＳの無線局の場合

(ｱ)　スペクトル分析器の設定を２(1)ウとし、搬送波の電力を測定する。この場合は、搬送波のバースト区間の平均値を測定値とする。

(ｲ)　スペクトル分析器の設定を２(1)イとし、不要発射を探索する。この場合は、搬送波±996kHz の範囲を探索範囲から除外する（注１）。

(ｳ)　搬送波±６MHz の範囲を除くＰＨＳ帯域内において検出した不要発射の電力値に 10dB を加えた値が十八の項に規定する基準値以下の場合及びＰＨＳ帯域外において検出した不要発射の電力値が十八の項に規定する基準値以下の場合は、検出した値を測定値とする。

(ｴ)　ＰＨＳ帯域内で搬送波±996kHz の範囲を除く（注１）搬送波±６MHz の範囲において検出した不要発射の電力値に 15dB を加えた値が十八の項に規定する基準値以下の場合は、検出した電力値に 15dB を加えた値を測定値とする。

(ｵ)　ＰＨＳ帯域外においても、搬送波±６MHz の範囲内は、ＰＨＳ帯域内の搬送波±６MHz 以内と同じスペクトル分析器の設定とし、搬送波±2.25MHz の範囲を除く搬送波±６MHz の範囲において検出した不要発射の電力値に 15dB を加えた値が十八の項に規定する基準値以下の場合は、検出した電力値に 15dB を加えた値を測定値とする。

(ｶ)　搬送波±６MHz の範囲を除くＰＨＳ帯域内において検出した不要発射の電力値に 10dB を加えた値が十八の項に規定する基準値を超えた場合又はＰＨＳ帯域外において検出した不要発射の電力値が十八の項に規定する基準値を超えた場合は、スペクトル分析器の設定を２(1)ウとし、次のように測定する。

Ａ　スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を 100MHz、５MHz、１MHz と順次狭くして、不要発射周波数を求める。また、ＰＨＳ帯域外の測定において、必要に応じ搬送波抑圧フィルタを使用する。

Ｂ　スペクトル分析器の設定を２(2)ウとする。

Ｃ　不要発射周波数がＰＨＳ帯域内にある場合は、バースト区間内（625μs）の電力平均値を測定値とする。

Ｄ　不要発射周波数がＰＨＳ帯域外にある場合は、全時間の電力平均値を測定値とする。ただし、基本波のバースト周期に同期した不要発射の場合は、バースト区間内の電力平均値を測定値とする。

(ｷ)　ＰＨＳ帯域内で搬送波±996kHz の範囲を除く（注１）搬送波±６MHz の範囲において検出した不要発射の電力値に 15dB を加えた値が十八の項に規定する基準値を超えた場合は、搬送波及び検出した不要発射のうちで最も大きい不要発射の周波数を中心周波数として、１MHz の帯域幅における電力を測定し、その値を測定値とする（注２）。

(ｸ)　ＰＨＳ帯域外においても、搬送波±６MHz の範囲内は、ＰＨＳ帯域内の搬送波±６MHz 以内と同じスペクトル分析器の設定とし、搬送波±2.25MHz の範囲を除く搬送波±６MHz の範囲において検出した不要発射の電力値に 15dB を加えた値が十八の項に規定する基準値を超えた場合は、搬送波及び検出した不要発射のうちで最も大きい不要発射の周波数を中心周波数として、１MHz の帯域幅における電力を測定し、その値を測定値とする（注２）。

(2)　２波（f_1、f_2）同時に送信する機能を有する試験機器の場合

ア　f_1を送信して、(1)の手順で狭帯域デジタルコードレス又はＰＨＳの帯域内及び狭帯域デジタルコードレス又はＰＨＳの帯域外を測定して、その値を測定値とする。

イ　スペクトル分析器の設定を２(1)エとして、f_1及びf_2の２波を同時に送信して隣接チャネル漏えい電力と同様の方法で、f_1の電力、「f_1-f_d」、「f_1-2f_d」、「f_2+f_d」及び「f_2+2f_d」を中心とする不要発射を測定する。なお、ここでf_dとは、f_1及びf_2の周波数の差をいう。

５　試験結果の記載方法

七の項で測定した空中線電力の測定値に９dB を加えた値から上記で測定した搬送波電力に対する不要発射の比を減じた値を、ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の場合にあってはnW 又はμW 単位で、ＰＨＳの場合にあってはnW／MHz 単位で技術基準が異なる帯域ごとに最大の１波を周波数とともに記載する。ただし、１チャネルで二の通信を同時に行う場合は、七の項で測定した空中線電力の測定値に 12dB を加えた値から上記で測定した搬送波電力に対する不要発射の比を減じた値とする。

６　その他

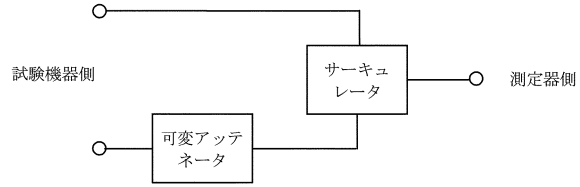
(1)　搬送波抑圧フィルタを使用する場合は、フィルタの減衰領域内の不要発射を正確に測定できないことがあるので、この場合は測定値を補正する必要がある。

(2)　スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合は、搬送波と不要発射の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法がある。

(3)　(2)の測定方法のうち、狭帯域デジタルコードレス又はＰＨＳ帯域外の測定では、スペクトル分析器の記録容量を超えるデータを扱う場合があるので波形記録計及びコンピュータが必要であるが、波形取り込み時間を625μs 以上とし、ディレートリガをかけてその時間を625μs にＮ（Ｎ＝０から７まで。ただし、１チャネルで二の通信を同時に行う場合は、Ｎ＝０から 15 まで。）を乗じた値に設定して１スロット区間（625μs）の平均値をそれぞれ測定し、それらの値のうちで最も大きな値を測定値とする方法では、波形記録計及びコンピュータはなくてもよい。

(4)　２波同時に送信する機能を有する試験機器等により２波同時に送信して測定する場合は、発生する相互変調の周波数は各帯域ごとに技術基準が異なるので注意する。

(5)　試験機器と、試験機器に極めて近く隣接する無線設備がそれぞれ別にアンテナ端子を備えている試験機器について、２波同時に送信して測定する場合の同機器と測定器の間は、次に示すような回路により接続するものとする。なお、これによることが困難又は適当でない場合は、この限りではない。



この場合は、アッテネータの値を次のように設定する。

アッテネータの値（dB）＝30－（サーキュレータの端子間の損失）

(6)　１チャネルで二の通信を同時に行う場合で、バースト内平均電力が１チャネルで一の通信を行う場合と変わらない場合は、測定を省略することができる。この場合は、５において１チャネルで一の通信を行う場合の空中線電力を用いることとする。

(7)　１チャネルで二の通信を同時に行うことができる無線設備の場合であっても、１フレーム（５ms）内で１スロット（625μs）送信状態にて測定した空中線電力を用いる場合は、５において、七の項で測定した空中線電力の測定値からの補正は９dB を加えた値とする。

(8)　２(2)イのＰＨＳ帯域外の測定において許容値の異なる周波数帯域ごとに分割して掃引するこ